| 主眼事項 | 着　眼　点・根拠法令等 | 確認文書 | 結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１ 基本方針 | **◆法第21条の５の18** |  |  |
|  | (1) 児童発達支援に係る指定通所支援（指定児童発達支援）の事業を行う者（指定児童発達支援事業者）は、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定児童発達支援の提供に努めているか。**◆平24厚令15第３条第２項** | 運営規程個別支援計画ケース記録 | □適□否 |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第５条第１項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。**◆平24厚令15第３条第３項** | 運営規程個別支援計画ケース記録福祉サービスを提供する者等との連携に努めていることが分かる書類 | □適□否⇒「事業者と関係機関等との連携」は、第４の10にあり |
|  | (3) 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 **◆平24厚令15第３条第４項** | 運営規程研修計画、研修実施記録虐待防止関係書類体制の整備をしていることがわかる書類 | □適□否⇒「身体拘束等の禁止」は第４の35に、「虐待等の禁止」は第４の36にあり |
|  | (4) 指定児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとなっているか。**◆平24厚令15第４条****条例第５条** | 運営規程個別支援計画ケース記録 | □適□否⇒「指導、訓練等」については、第４の20にあり |
| 第２ 人員に関する基準 | **◆法第21条の５の19第１項****◎解釈通知第三の１(1)(2)****条例第６条** |  |  |
| １ 従業員の員数 | (1) 指定児童発達支援事業者が当該事業を行う事業所（指定児童発達支援事業所）（児童発達支援センターであるものを除く。以下(7)まで同じ。）に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっているか。一 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第21条第６項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士　指定児童発達支援の単位（指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上イ　障害児の数が10までのもの　２以上ロ　障害児の数が10を超えるもの　２に、障害児の数が10を超えて５又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上二 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第１項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）　１以上（注）令和３年４月１日において、現に指定を受けている指定児童発達支援事業所については、令和５年３月31日までの間は、障害福祉サービス経験者についても、第２の１(1)一の員数に加えることが可能**◆平24厚令15第５条第１項、第５項****規則第２条第１項****◎解釈通知第三の１(1)①②** | 勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）以下(13)まで同じ | □適□否定員　　　　名児童指導員　　名(うち常勤　　名)保育士　　　　名(うち常勤　　名)児童発達支援管理責任者　　　　名(うち専任・常勤　　名)障害福祉サービス経験者　　　　名 |
|  | (2) (1)の各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、 助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かれているか。（この場合において、指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。）ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。一　医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合二　当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。以下同じ。）を行う場合三　当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。以下同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。以下同じ。）を行う場合**◆平24厚令15第５条第２項、第４項****◎解釈通知第三の１(1)③④** | (1)に同じ | □適□否機能訓練担当職員　　　　　　　名看護職員　　　名□該当なし |
|  | (3) (2)の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（以下「機能訓練担当職員等」という。）をおいた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めているか。**◆平24厚令15第５条第３項****規則第２条第２項****◎解釈通知第三の１(1)⑤** | (1)に同じ | □該当あり⇒機能訓練担当職員又は看護職員の数を、児童指導員又は保育士に□　含む□　含まない□該当なし |
|  | (4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、主として重症心身障害児（法第７条第２項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっているか。（ただし、指定児童発達支援の単位毎にその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことが出来る。）一　嘱託医　１以上二　看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）　１以上三　児童指導員又は保育士　１以上四　機能訓練担当職員　１以上五　児童発達支援管理責任者　１以上**◆平24厚令15第５条第４項****規則第２条第３項****◎解釈通知第三の１(1)⑥** | (1)に同じ | □適□否⇒嘱託医　　　名　看護職員　　名　児童指導員又は保育士　　　名　機能訓練担当職員　　　　名　児童発達支援管理責任者　　名□該当なし |
|  | (5) (1)の児童指導員又は保育士のうち、一人以上は、常勤となっているか。**◆平24厚令15第５条第６項****規則第２条第５項** | (1)に同じ | □適□否⇒常勤　　名 |
|  | (6) (3)の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における(1)の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士となっているか。**◆平24厚令15第５条第７項****規則第２条第６項** | (1)に同じ | □適□否⇒児童指導員等名機能訓練職員数合計　　　名 |
|  | (7) (1)に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤となっているか。**◆平24厚令15第５条第８項****平24厚告第230号　　　規則第２条第７項****◎解釈通知第三の１(1)⑧** | (1)に同じ | □適□否⇒専任・常勤　名 |
|  | (8) 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下(13)まで同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。（ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては第三号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあっては第四号の調理員を置かないことができる。）一　嘱託医　１以上二　児童指導員及び保育士イ　児童指導員及び保育士の総数　指定児童発達支援の単位（指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとに、通じておおむね障害児の数を４で除して得た数以上（この場合において、指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。）ロ　児童指導員　１以上ハ　保育士　１以上三　栄養士　１以上四　調理員　１以上五　児童発達支援管理責任者　１以上**◆平24厚令15第６条第１項、第５項****条例第７条　規則第３条第１項**（経過措置）　　障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）附則第22条第２項の規定により整備法第５条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第21条の５の３第１項の指定を受けたものとみなされている者については、当分の間、二号イ中「指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を４で除して得た数以上」とあるのは「通じておおむね障害児である乳児又は幼児の数を４で除して得た数及び障害児である少年の数を７．５で除して得た数の合計数以上」とする。**◆平24厚令15附則第３条** | (1)に同じ適宜必要と認める資料 | □適□否⇒嘱託医　　　名　児童指導員　名保育士　　　名栄養士　　　名　調理員　　　名　児童発達支援管理責任者　　名□該当なし |
|  | (9) (8)各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員が、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的なケアを行う場合には看護職員が、それぞれ置かれているか。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。一　医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、 当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合二　当該指定児童発達支援事業所（社会福祉法及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所に限る。）において、 医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合三　当該指定児童発達支援事業所（社会福祉法及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的なケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合**◆平24厚令15第６条第２項** | (1)に同じ | □適□否機能訓練担当職員　　　　　　　名看護職員　　　名□該当なし |
|  | (10) (9)の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の総数に含めているか。**◆平24厚令15第６条第３項****規則第３条第２項****◎解釈通知第三の１(2)①** | (1)に同じ | □該当あり⇒機能訓練担当職員又は看護職員の数を、児童指導員又は保育士に□　含む□　含まない□該当なし |
|  | (11) (9)の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、(8)各号に掲げる従業者（(9)ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三号に掲げる看護職員を除く。）のほか、次の各号に掲げる従業者が置かれているか。（この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。）一　言語聴覚士　指定児童発達支援の単位（指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとに４以上（この場合において、指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。）二　機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）　機能訓練を行うために必要な数三　看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。）　医療的ケアを行うために必要な数**◆平24厚令15第６条第４項、第７項****規則第３条第３項、第６項**（経過措置）整備法附則第22条第２項の規定により新児童福祉法第21条の５の３第１項の指定を受けたものとみなされているものについては、当分の間、一号中「言語聴覚士　指定児童発達支援の単位（指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとに４以上」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。）及び言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。）　それぞれ２以上」とする。**◆平24厚令15附則第３条** | (1)に同じ適宜必要と認める資料 | □適□否⇒言語聴覚士　名　機能訓練担当職員　　　　　名　看護職員　　名□該当なし |
|  | (12) (9)及び(10)の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、(8)各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者が置かれているか。（この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。）一　看護職員　１以上二　機能訓練担当職員　１以上**◆平24厚令15第６条第５項****条例第６条第３項　規則第３条第４項** | (1)に同じ | □適□否⇒看護職員　　名　機能訓練担当職員　　　　　名□該当なし |
|  | (13) (8)から(12)まで（(8)第一号を除く。）に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者となっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、(8)第三号の栄養士及び同第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。）（この場合において、指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。）**◆平24厚令15第６条第８項、第７項****規則第３条第７項****◎解釈通知第三の１(2)③** | (1)に同じ | □適□否□該当なし |
| ２ 管理者 | 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者が置かれているか。（ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。）**◆平24厚令15第７条****条例第８条****◎解釈通知第三の１(3)** | 管理者の雇用形態がわかる書類勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表 | □適□否 |
| ３ 従たる事業所を設置する場合における特例 | (1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く）における主たる事業所（(2)において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（(2)において「従たる事業所」という。）を設置することができる。**◆平24厚令15第８条第１項****条例第９条第１項** | 適宜必要と認める資料 | 従たる事業所設置□あり□なし |
|  | (2) 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。**◆平24厚令15第８条第２項****条例第９条第２項　規則第４条** | 従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等） | □適□否⇒従たる事業所設置の場合の常勤従業者数主たる事業所　名従たる事業所　名□該当なし |
| 第３ 設備に関する基準 | **◆法第21条の５の19第２項****◎解釈通知第三の２** |  |  |
|  | (1) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。**◆平24厚令15第９条第１項****条例第10条第１項** | 平面図設備・備品等一覧表【目視】以下(5)を除いて同じ | □適□否 |
|  | (2) (1)に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えているか。**◆平24厚令15第９条第２項****条例第10条第２項** | (1)に同じ | □適□否 |
|  | (3) (1)に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。）**◆平24厚令15第９条第３項****条例第10条第３項** | (1)に同じ | □適□否 |
|  | (4) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下(7)まで同じ。）は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等が設けられているか。（ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。）**◆平24厚令15第10条第１項****条例第11条** | (1)に同じ | □適□否□指導訓練室□遊戯室□屋外遊戯場□医務室□相談室□調理室□便所□その他(　 　　 　　) |
|  | (5) (4)に規定する設備の基準は、次のとおりとなっているか。（ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては、この限りでない。）一　指導訓練室イ　定員は、おおむね10人とすること。ロ　障害児１人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。二　遊戯室　障害児１人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とすること。**◆平24厚令15第10条第２項****規則第５条** | 平面図【目視】 | □適□否指導訓練室定員　　　　名 床面積 　 　㎡遊戯室　床面積 　 ㎡ |
|  | (6) (4)に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所は聴力検査室を設けているか。**◆平24厚令15第10条第３項****条例第11条第３項** | (1)に同じ | □適□否　□静養室　□聴力検査室□該当なし |
|  | (7) (4)及び(6)に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。）**◆平24厚令15第10条第４項****条例第11条第４項** | (1)に同じ | □適□否 |
| 第４ 運営に関する基準 | **◆法第21条の５の19第２項****◎解釈通知第三の３** |  |  |
| １ 利用定員 | 　指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上となっているか。（ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては、利用定員を５人以上とすることができる。）**◆平24厚令15第11条****条例第12条****◎解釈通知第三の３(1)**　「利用定員」とは、１日に設置される単位ごとの利用定員の合計の最大数をいう。 | 運営規程利用者数がわかる書類（利用者名簿等） | □適□否⇒定員　　名 |
| ２ 内容及び手続　の説明及び同意 | (1) 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者（利用申込者）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、27に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。　**◆平24厚令15第12条第１項****条例第13条第１項****◎解釈通知第三の３(2)**指定児童発達支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定児童発達支援事業所の・運営規程の概要・従業者の勤務体制・事故発生時の対応・苦情解決の体制・提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該利用申込者の同意を得なければならない。 | 重要事項説明書利用契約書（保護者の署名捺印） | □適□否 |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。**◆平24厚令15第12条第２項****条例第13条第２項****◎解釈通知第三の３(2)**使用申込者との間で当該指定児童発達支援の提供に係る契約が成立したときは、障害児の心身の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第１項の規定に基づき、①当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地②当該事業経営者が提供する指定児童発達支援の内容③当該指定児童発達支援の提供につき通所給付決定保護者が支払うべき額に関する事項④指定児童発達支援の提供開始年月日⑤指定児童発達支援に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付すること。　なお、利用申込者の承諾を得た場合には、当該書面に記載すべき事項について、電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。 | 重要事項説明書利用契約書（保護者の署名捺印）その他保護者に交付した書面 | □適□否 |
| ３ 契約支給量の報告等 | (1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量（(2)において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（(3)及び(4)において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。**◆平24厚令15第13条第１項****条例第14条第１項****◎解釈通知第三の３(3)①** | 受給者証の写し | □適□否 |
|  | (2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。**◆平24厚令15第13条第２項****条例第14条第２項****◎解釈通知第三の３(3)②** | 受給者証の写し契約内容報告書 | □適□否 |
|  | (3) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。**◆平24厚令15第13条第３項****条例第14条第３項****◎解釈通知第三の３(3)③** | 契約内容報告書 | □適□否 |
|  | (4) 指定児童発達支援事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について(1)から(3)に準じて取り扱っているか。**◆平24厚令15第13条第４項****条例第14条第４項** | 受給者証の写し契約内容報告書 | □適□否□該当なし |
| ４ 提供拒否の禁止 | 　指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んでいないか。**◆平24厚令15第14条****条例第15条****◎解釈通知第三の３(4)**提供を拒むことができる正当な理由がある場合とは、　①当該事業の利用定員を超える利用申込みがあった場合　②入院治療の必要がある場合　③当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援の主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難な場合等である。　なお、支援の不十分さを伝え利用申込者から断らせる等、実質的に障害の程度等により提供を拒否する場合は正当な理由には当たらない。 | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
| ５　連絡調整に対する協力 | 　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者）が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。**◆平24厚令15第15条****条例第16条****◎解釈通知第三の３(5)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
| ６　サービス提供困難時の対応 | 　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。）等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。**◆平24厚令15第16条****条例第17条****◎解釈通知第三の３(6)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| ７　受給資格の確認 | 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめているか。**◆平24厚令15第17条****条例第18条****◎解釈通知第三の３(7)** | 受給者証の写し | □適□否□該当なし |
| ８　障害児通所給付費の支給の申請に係る援助 | (1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。**◆平24厚令15第18条第１項****条例第19条第１項****◎解釈通知第三の３(8)①** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。**◆平24厚令15第18条第２項****条例第19条第２項****◎解釈通知第三の３(8)②** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| ９　心身の状況等の把握 | 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。**◆平24厚令15第19条****条例第20条****◎解釈通知第三の３(9)** | アセスメント記録ケース記録 | □適□否□該当なし |
| 10　指定障害児通所支援事業者等との連携等 | (1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。**◆平24厚令15第20条第１項****条例第21条第１項** | 個別支援計画ケース記録 | □適□否□該当なし |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。**◆平24厚令15第20条第２項****条例第21条第２項** | 個別支援計画ケース記録 | □適□否□該当なし |
| 11　サービス提供の記録 | (1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度、記録しているか。**◆平24厚令15第21条第１項****条例第22条第１項****◎解釈通知第三の３(10)①** | サービス提供の記録 | □適□否 |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者は、(1)の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けているか。**◆平24厚令15第21条第２項****条例第22条第２項****◎解釈通知第三の３(10)②** | サービス提供の記録 | □適□否 |
| 12　指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | (1) 指定児童発達支援事業者が、指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。**◆平24厚令15第22条第１項****条例第23条第１項****◎解釈通知第三の３(11)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
|  | (2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。（ただし、13(1)から(3)までに規定する支払については、この限りでない。）**◆平24厚令15第22条第２項****条例第23条第２項****◎解釈通知第三の３(11)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| 13　通所利用者負担額の受領 | (1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。**◆平24厚令15第23条第１項****条例第24条第１項****◎解釈通知第三の３(12)①**　 | 請求書領収書以下(3)まで同じ | □適□否 |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。**◆平24厚令15第23条第２項****条例第24条第２項****◎解釈通知第三の３(12)②** | (1)に同じ | □適□否 |
|  | (3) 指定児童発達支援事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号（第一号にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。一　食事の提供に要する費用二　日用品費三　前二号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの**◆平24厚令15第23条第３項****条例第24条第３項　規則第６条****◎解釈通知第三の３(12)③** | (1)に同じ | □適□否 |
|  | (4) (3)第一号に掲げる費用については、平成24年厚生労働省告示第231号「食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針」に定めるところによるものとなっているか。**◆平24厚令15第23条第４項　平24厚告231** | 請求書領収書重要事項説明書 | □適□否 |
|  | (5) 指定児童発達支援事業者は、(1)から(3)までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。**◆平24厚令15第23条第５項****条例第24条第４項****◎解釈通知第三の３(12)④** | 領収書 | □適□否□該当なし |
|  | (6) 指定児童発達支援事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。**◆平24厚令15第23条第６項****条例第24条第５項****◎解釈通知第三の３(12)⑤** | 重要事項説明書 | □適□否□該当なし |
| 14　通所利用者負担額に係る管理 | 　指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（通所利用者負担額合計額）を算定しているか。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しているか。**◆平24厚令15第24条****条例第25条****◎解釈通知第三の３(13)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| 15　障害児通所給付費の額に係る通知等 | (1) 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しているか。**◆平24厚令15第25条第１項****条例第26条第１項****◎解釈通知第三の３(14)①** | 通知の写し | □適□否□該当なし |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。**◆平24厚令15第25条第２項****条例第26条第２項****◎解釈通知第三の３(14)②** | サービス提供証明書の写し | □適□否□該当なし |
| 16　指定児童発達支援の取扱方針 | (1) 指定児童発達支援事業者は、児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。**◆平24厚令15第26条第１項****条例第27条第１項****◎解釈通知第三の３(15)①**適切な支援の提供に当たっては、児童発達支援ガイドライン(平成29年7月24日障発0724第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)を参考にすることが望ましい。 | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
|  | (2) 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。**◆平24厚令15第26条第２項****条例第27条第２項****◎解釈通知第三の３(15)②**支援上必要な事項とは、通所支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含む。 | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
|  | (3) 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。**◆平24厚令15第26条第３項****条例第27条第３項****◎解釈通知第三の３(15)③** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
|  | (4) 指定児童発達支援事業者は(3)の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図っているか。一　当該児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況二　従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況三　指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況四　関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況五　当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況六　緊急時等における対応方法及び非常災害対策七　指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況**◆平24厚令15第26条第４項****条例第27条第４項　規則第６条の２****◎解釈通知第三の３(15)④**指定児童発達支援の質の評価及び改善を図るに当たっては児童発達支援ガイドラインを参考にすることが望ましい。 | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
|  | (5) 指定児童発達支援事業者は、おおむね１年に１回以上、(4)の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しているか。**◆平24厚令15第26条第５項****条例第27条第５項** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
| 17　児童発達支援計画の作成等 | (1) 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（児童発達支援計画）の作成に関する業務を担当させているか。**◆平24厚令15第27条第１項****条例第28条第１項****◎解釈通知第三の３(16)①** | 個別支援計画児童発達支援管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類 | □適□否支援計画作成者( ) |
|  | (2) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（アセスメント）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。**◆平24厚令15第27条第２項****条例第28条第２項****◎解釈通知第三の３(16)①**児童発達支援計画には、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容（行事や日課等も含む）、指定児童発達支援を提供する上での留意事項等記載すること。なお、児童発達支援計画の様式については、指定事業所毎に定めるもので差し支えない。また、児童発達支援計画は、障害児の能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行うとともに、指定障害児相談支援事業者等が作成した障害児支援利用計画を踏まえて、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。 | 個別支援計画アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録 | □適□否 |
|  | (3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。**◆平24厚令15第27条第３項****条例第28条第３項** | アセスメントを実施したことが分かる記録面接記録 | □適□否 |
|  | (4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しているか。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。**◆平24厚令15第27条第４項****条例第28条第４項****◎解釈通知第三の３(16)②** | 個別支援計画の原案他サービスとの連携状況が分かる書類 | □適□否 |
|  | (5) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めているか。**◆平24厚令15第27条第５項****条例第28条第５項　規則第７条第１項****◎解釈通知第三の３(16)②ア** | サービス担当者会議の記録 | □適□否 |
|  | (6) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。**◆平24厚令15第27条第６項****条例第28条第６項****◎解釈通知第三の３(16)②イ** | 個別支援計画（保護者の署名捺印） | □適□否 |
|  | (7) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しているか。**◆平24厚令15第27条第７項****条例第28条第７項****◎解釈通知第三の３(16)②ウ** | 保護者に交付した記録個別支援計画（保護者の署名捺印） | □適□否 |
|  | (8) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。（モニタリング））を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも６月に１回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行っているか。**◆平24厚令15第27条第８項****条例第28条第８項****◎解釈通知第三の３(16)②エ** | 個別支援計画アセスメント及びモニタリングに関する記録 | □適□否 |
|  | (9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。一　定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。二　定期的にモニタリングの結果を記録すること。**◆平24厚令15第27条第９項****条例第28条第９項　規則第７条第２項** | モニタリング記録面接記録 | □適□否 |
|  | (10) 児童発達支援計画の変更については、(2)から(7)までの規定に準じて行っているか。**◆平24厚令15第27条第10項****条例第28条第10項** | (2)から(7)に掲げる確認資料 | □適□否□該当なし |
| 18　児童発達支援管理責任者の責務 | 　児童発達支援管理責任者は、17に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。一　19に規定する相談及び援助を行うこと。二　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。**◆平24厚令15第28条****条例第29条　規則第８条****◎解釈通知第三の３(17)①②** | 相談及び援助を行っていることが分かる書類(ケース記録等)他の従業者に指導及び助言した記録 | □適□否 |
| 19　相談及び援助 | 　指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。**◆平24厚令15第29条****条例第30条****◎解釈通知第三の３(18)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
| 20　指導、訓練等 | (1) 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行っているか。**◆平24厚令15第30条第１項****条例第31条第１項****◎解釈通知第三の３(19)①** | 個別支援計画サービス提供の記録業務日誌等以下(3)まで同じ | □適□否 |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。**◆平24厚令15第30条第２項****条例第31条第２項****◎解釈通知第三の３(19)①** | (1)に同じ | □適□否 |
|  | (3) 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行っているか。**◆平24厚令15第30条第３項****条例第31条第３項****◎解釈通知第三の３(19)①** | (1)に同じ | □適□否 |
|  | (4) 指定児童発達支援事業者は、常時１人以上の従業者を指導、訓練等に従事させているか。**◆平24厚令15第30条第４項****条例第31条第４項****◎解釈通知第三の３(19)②** | 勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表 | □適□否 |
|  | (5) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていないか。**◆平24厚令15第30条第５項****条例第31条第５項** | 従業者名簿雇用契約書個別支援計画サービス提供の記録業務日誌等 | □適□否 |
| 21　食事 | (1) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。(4)において同じ。）において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっているか。**◆平24厚令15第31条第１項****条例第32条第１項****◎解釈通知第三の３(20)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
|  | (2) 食事は、(1)の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。**◆平24厚令15第31条第２項****条例第32条第２項****◎解釈通知第三の３(20)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
|  | (3) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。**◆平24厚令15第31条第３項****条例第32条第３項** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
|  | (4) 指定児童発達支援事業所においては、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。**◆平24厚令15第31条第４項****条例第32条第４項** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| 22　社会生活上の便宜の供与等 | (1) 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。**◆平24厚令15第32条第１項****条例第33条第１項****◎解釈通知第三の３(21)①** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。**◆平24厚令15第32条第２項****条例第33条第２項****◎解釈通知第三の３(21)②** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
| 23　健康管理 | (1) 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも１年に２回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行っているか。**◆平24厚令15第33条第１項****条例第34条第１項****◎解釈通知第三の３(22)①**障害児の健康管理の把握に努め、医師、又は看護師等その他適切な者を健康管理の責任者とし、障害児の健康状態に応じて健康保持のための適切な措置を講じること。 | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
|  | (2) (1)の指定児童発達支援事業者は、(1)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しているか。

|  |  |
| --- | --- |
| 児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断 | 通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断 |
| 障害児が通学する学校における健康診断 | 定期の健康診断又は臨時の健康診断 |

**◆平24厚令15第33条第２項****条例第34条第２項** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
|  | (3) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払っているか。**◆平24厚令15第33条第３項****条例第34条第３項****◎解釈通知第三の３(22)②**従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきことを規定し、特に障害児の食事の準備等にあたり注意を払うこと。 | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| 24　緊急時等の対応 | 指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。**◆平24厚令15第34条****条例第35条****◎解釈通知第三の３(23)** | 緊急時対応マニュアルケース記録事故等の対応記録 | □適□否□該当なし |
| 25　通所給付決定保護者に関する市町村への通知 | 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。**◆平24厚令15第35条****条例第36条****◎解釈通知第三の３(24)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| 26　管理者の責務 | (1) 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。**◆平24厚令15第36条第１項****条例第37条第１項****◎解釈通知第三の３(25)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
|  | (2) 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者に平成24年厚生労働省令第15号第２章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。**◆平24厚令15第36条第２項****条例第37条第２項****◎解釈通知第三の３(25)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
| 27　運営規程 | 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。一　事業の目的及び運営の方針二　従業者の職種、員数及び職務の内容三　営業日及び営業時間四　利用定員五　指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額六　通常の事業の実施地域七　サービスの利用に当たっての留意事項八　緊急時等における対応方法九　非常災害対策十　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類十一　虐待の防止のための措置に関する事項十二　その他運営に関する重要事項**◆平24厚令15第37条****条例第38条　規則第９条****◎解釈通知第三の３(26)①**上記二「従業員の員数」は、日々変わりうるものであるため、規程を定めるに当たっては、基準第５条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない。**◎解釈通知第三の３(26)②**四「利用定員」は、指定児童発達支援事業所において、同時に指定児童発達支援の提供を受けることができる障害児の数の上限をいう。なお、複数の指定児童発達の単位が設置されている場合にあっては、当該指定児童発達支援の単位ごとに利用定員を定める必要がある。基準第11条に規定する「利用定員」とは異なる概念である。**◎解釈通知第三の３(26)③**五「指定児童発達支援の内容」については、指導、訓練の内容はもとより、行事及び日課等のサービスの内容を指すものである。「通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額」とは、支払を受けることが認められている費用の種類及びその額を指す。**◎解釈通知第三の３(26)④**六「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではない。また、障害の程度等により自ら通所することが困難な障害児に対しては、円滑な指定児童発達支援の利用が図られるよう、指定児童発達支援事業所が送迎を実施するなどの配慮を行う必要があるが、障害児の自立能力の獲得を妨げないようにしなければならない。**◎解釈通知第三の３(26)⑤**七「サービスの利用に当たっての留意事項」は、障害児が指定児童発達支援の提供を受ける際に、障害児及び通所給付決定保護者が留意すべき事項（設備の利用上の留意事項等）を指すものである。**◎解釈通知第三の３(26)⑥**九「非常災害対策」は、基準第40条に規定する非常災害対策に関する具体的計画を指すものである。**◎解釈通知第三の３(26)⑦**十「事業の主たる対象とする障害の種類」について、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の障害の特性に応じた専門性に十分配慮する必要があることから、提供する支援の専門性を確保するため、特に必要がある場合において、あらかじめ、障害種別により「主たる対象者」を定めることができる。この場合、当該対象者から指定児童発達支援の利用に係る申込みがあった場合には、正当な理由なく指定児童発達支援の提供を拒んではならない。**◎解釈通知第三の３(26)⑧**十一「虐待の防止のための措置」については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号)において、障害児虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定児童発達支援においても、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。具体的には、ア虐待防止に関する責任者の設置イ苦情解決体制の整備ウ従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施(研修方法や研修計画など)エ基準第45条第2項第1号の虐待の防止のための対策を検討する委員会(以下「虐待防止委員会」)の設置等に関すること　等を指すものである。**◎解釈通知第三の３(26)⑨**上記のほか、苦情解決の体制等施設の運営に関する事項を定めておくことが望ましい。 | 運営規程 | □適□否 |
| 28　勤務体制の確保等 | (1) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。**◆平24厚令15第38条第１項****条例第39条第１項****◎解釈通知第三の３(27)①**指定指導発達支援事業所ごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との業務関係等を明確にすること。 | 従業者の勤務表 | □適□否 |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しているか。（ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。）**◆平24厚令15第38条第２項****条例第39条第２項****◎解釈通知第三の３(27)②**　指定児童発達支援事業者は、原則として当該事業の従業者によって指定児童発達支援を提供すべきであるが、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認める。 | 勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類 | □適□否□該当なし |
|  | (3) 指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。**◆平24厚令15第38条第３項****条例第39条第３項****◎解釈通知第三の３(27)③**研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。 | 研修計画、研修実施記録 | □適□否 |
|  | (4) 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。**◆平24厚令15第38条第４項****条例第39条第４項****◎解釈通知第三の３(27)④**雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第11条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第30条の２第１項の規定に基づき、指定児童発達支援事業者には、職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務付けられていることを踏まえ、規定したものである。指定児童発達支援事業者が講ずべき措置の具体的内容及び指定児童発達支援事業者が講じることが望ましい取組については、解釈通知を確認のこと。なお、セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、保護者等から受けるものも含まれることに留意すること。 | 就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類 | □適□否 |
| 29　業務継続計画 の策定等 | (1) 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。**◆平24厚令15第38条の２第１項****条例第39条の２第１項****◎解釈通知第三の３(28)①**業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第38条の２に基づき指定指導発達支援事業者に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。**◎解釈通知第三の３(28)②**業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。ア　感染症に係る業務継続計画a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)b 初動対応c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)イ　災害に係る業務継続計画a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必需品の備蓄等)b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)c 他施設及び地域との連携※業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用については、令和３年から３年間の経過措置が設けられており、令和６年３月３１日までは努力義務となっている。 | 業務継続計画 | □適□否 |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。**◆平24厚令15第38条の２第２項****条例第39条の２第２項****◎解釈通知第三の３(28)③**研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応に係る理解の励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年１回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。**◎解釈通知第三の３(28)④**訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定児童発達支援事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的(年１回以上)に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。※令和６年３月３１日までは努力義務 | 研修及び訓練を実施したことが分かる書類 | □適□否 |
|  | (3) 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。**◆平24厚令15第38条の２第３項****条例第39条の２第３項**※令和６年３月３１日までは努力義務 | 業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類 | □適□否 |
| 30　定員の遵守 | 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行っていないか。（ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。）**◆平24厚令15第39条****条例第40****◎解釈通知第三の３(29)** | 運営規程利用者数が分かる書類（利用者名簿等） | □適□否利用者数　　　名利用定員　　　名指導訓練室定員　　名 |
| 31　非常災害対策 | (1) 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。**◆平24厚令15第40条第１項****条例第41条第１項****◎解釈通知第三の３(30)①**非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連絡体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策の万全を期さなければならない。**◎解釈通知第三の３(30)②**「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法(昭和23年法律第186号)その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならない**◎解釈通知第三の３(30)③**「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第６号)第３条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第８条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。**◎解釈通知第三の３(30)④**「関係機関への通報及び連絡体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。 | 非常火災時対応マニュアル（対応計画）運営規程通報・連絡体制消防用設備点検の記録 | □適□否 |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。**◆平24厚令15第40条第２項****条例第41条第２項** | 避難訓練の記録消防署への届出 | □適□否 |
|  | (3) 指定児童発達支援事業者は、(2)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。**◆平24厚令15第40条第３項****条例第41条第３項****◎解釈通知第三の３(30)⑤** | 地域住民が訓練に参加していることが分かる書類 | □適□否 |
| 32　衛生管理等 | (1) 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。**◆平24厚令15第41条第１項****条例第42条第１項****◎解釈通知第三の３(31)①**従業者が感染源になることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じることを規定したものであり、このほか次の点に留意すること。ア　指定児童発達支援事業者は、感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つことイ　特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき適切な措置を講じることウ　空調設備等により施設内の適温の確保に努めること | 衛生管理に関する書類 | □適□否 |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。①　当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。**◆平24厚令15第41条第２項第１号****条例第42条第２項　　規則第９条の２****◎解釈通知第三の３(31)②ア** | 衛生管理に関する書類委員会議事録 | □適□否 |
|  | ②　当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。**◆平24厚令15第41条第２項第２号****条例第42条第２項　　規則第９条の２****◎解釈通知第三の３(31)②イ** | 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 | □適□否 |
|  | ③　当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。**◆平24厚令15第41条第２項第３号****条例第42条第２項　　規則第９条の２****◎解釈通知第三の３(31)②ウ、エ**※令和６年３月31日までは努力義務 | 研修及び訓練を実施したことが分かる書類 | □適□否 |
| 33　協力医療機関 | 　指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。**◆平24厚令15第42条****条例第43条****◎解釈通知第三の３(32)** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
| 34　掲示 | 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、33の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定児童発達支援事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。**◆平24厚令15第43条第１項、第２項****条例第44条第１項、第２項****◎解釈通知第三の３(33)①②**指定児童発達支援事業者は、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、次に掲げる点に留意し、掲示しなければならない。ア　指定児童発達支援事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことである。イ　従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することは不要 | 事業所の掲示物又は備え付け閲覧物 | □適□否 □掲示 □閲覧 |
| 35　身体拘束等の禁止 | (1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。**◆平24厚令15第44条第１項****条例第45条第１項****◎解釈通知第三の３(34)①** | 個別支援計画身体拘束等に関する書類 | □適□否 |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。**◆平24厚令15第44条第２項****条例第45条第２項****◎解釈通知第三の３(34)①** | 身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等） | □適□否□該当なし |
|  | (3) 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。②　身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。③　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。**◆平24厚令15第44条第３項****条例第45条第３項　　規則第９条の３****◎解釈通知第三の３(34)②～④**※令和3年4月1日に既に指定を受けている指定児童発達支援事業者については、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。 | 委員会議事録身体拘束等の適正化のための指針研修を実施したことが分かる書類 | □適□否□適□否□適□否 |
| 36　虐待等の禁止 | (1) 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第２条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。**◆平24厚令15第45条第１項****条例第46条第１項****◎解釈通知第三の３(35)** | 個別支援計画虐待防止関係書類(研修記録、虐待防止マニュアル等)ケース記録業務日誌 | □適□否 |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。①　当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。②　当該指定児童発達支援事業所において 、従業者に対し、虐待の防止ための研修を定期的に実施しているか。③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。**◆平24厚令15第45条第２項****条例第46条第２項　　規則第９条の４****◎解釈通知第三の３(35)①～④** | 委員会議事録従業者に周知したことが分かる書類研修を実施したことが分かる書類担当者が配置されていることが分かる書類（辞令、人事記録等） | □適□否□適□否□適□否 |
| 37　懲戒に係る権限の濫用禁止 | 　指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用していないか。**◆平24厚令15第46条****条例第47条****◎解釈通知第三の３(36)**　※「懲戒に係る権限の濫用禁止について(平成10年2月18日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉・児童家庭局企画課長連名通知)参考のこと | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| 38　秘密保持等 | (1) 指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。**◆平24厚令15第47条第１項****条例第48条第１項****◎解釈通知第三の３(37)①** | 従業者及び管理者の秘密保持誓約書 | □適□否 |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。**◆平24厚令15第47条第２項****条例第48条第２項****◎解釈通知第三の３(37)②**当該指定児童発達支援事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においても業務上知り得た秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこととする。 | 従業者及び管理者の秘密保持誓約書その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等） | □適□否 |
|  | (3) 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。**◆平24厚令15第47条第３項****条例第48条第３項****◎解釈通知第三の３(37)③**従業者が障害児の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、他の指定障害福祉サービス事業者と共有するために、指定児童発達支援事業者は、あらかじめ、文書により障害児又はその家族の同意を得る必要があるが、この同意は、サービス提供開始時に支給決定保護者等から包括的な同意を得ておくことで足りる。 | 個人情報同意書 | □適□否 |
| 39　情報の提供等 | (1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行っているか。**◆平24厚令15第48条第１項****条例第49条第１項** | 情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等） | □適□否 |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。**◆平24厚令15第48条第２項****条例第49条第２項** | 事業者のＨＰ画面・パンフレット | □適□否 |
| 40　利益供与等の禁止 | (1) 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者等）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。**◆平24厚令15第49条第１項****条例第50条第１項****◎解釈通知第三の３(38)①** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。**◆平24厚令15第49条第２項****条例第50条第２項****◎解釈通知第三の３(38)②** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
| 41　苦情解決 | (1) 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。**◆平24厚令15第50条第１項****条例第51条第１項****◎解釈通知第三の３(39)①**　「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該施設等における苦情を解決するための措置を講ずることをいう。当該措置の概要については、通所給付決定保護者等にサービスの内容を説明する文書に記載し、当該事業所に掲示することが望ましい。 | 苦情受付簿重要事項説明書契約書事業所の掲示物 | □適□否　□苦情受付窓口の設置　□その他　( ) |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。**◆平24厚令15第50条第２項****条例第51条第２項****◎解釈通知第三の３(39)②**　苦情に対し指定児童発達支援事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(指定児童発達支援事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く)の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。　 | 苦情者への対応記録苦情対応マニュアル | □適□否□該当なし |
|  | (3) 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の５の22第１項の規定により都道府県知事（指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の長とする。）又は市町村長（都道府県知事等）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。**◆平24厚令15第50条第３項****条例第51条第３項** | 市町村又は都道府県からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 | □適□否□該当なし |
|  | (4) 指定児童発達支援事業者は、都道府県知事等からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を都道府県知事等に報告しているか。**◆平24厚令15第50条第４項****条例第51条第４項** | 都道府県等への報告書 | □適□否□該当なし |
|  | (5) 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。**◆平24厚令15第50条第５項****条例第51条第５項****◎解釈通知第三の３(39)③** | 運営適正委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料 | □適□否□該当なし |
| 42　地域との連携等 | (1) 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。**◆平24厚令15第51条第１項****条例第52条第１項****◎解釈通知第三の３(40)①** | 適宜必要と認める資料 | □適□否 |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第６項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めているか。**◆平24厚令15第51条第２項****条例第52条第２項****◎解釈通知第三の３(40)②** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| 43　事故発生時の対応 | (1) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。**◆平24厚令15第52条第１項****条例第53条第１項****◎解釈通知第三の３(41)**留意点　①指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましい。　　また、事業所に自動体外式除細動器(AED)を設置することや救命講習等を受講することが望ましい。　②賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。　③事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理(ﾘｽｸﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ)に関する取り組み指針(平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会)が示されているので参考にされたい。 | 事故対応マニュアル都道府県、市町村、家族等への報告記録 | □適□否□該当なし |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。**◆平24厚令15第52条第２項****条例第53条第２項** | 事故の対応記録ヒヤリハットの記録 | □適□否□該当なし |
|  | (3) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。**◆平24厚令15第52条第３項****条例第53条第３項** | 再発防止の検討記録損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等） | □適□否□該当なし |
| 44　会計の区分 | 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。**◆平24厚令15第53条****条例第54条****◎解釈通知第三の３(42)** | 収支予算書・決算書等の会計書類 | □適□否 |
| 45　記録の整備 | (1) 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。**◆平24厚令15第54条第１項****条例第55条第１項****◎解釈通知第三の３(43)** | 職員名簿設備・備品台帳帳簿等の会計書類 | □適□否 |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から５年間保存しているか。一　11(1)に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録二　児童発達支援計画三　25に規定する市町村への通知に係る記録四　35(2)に規定する身体拘束等の記録五　41(2)に規定する苦情の内容等の記録六　43(2)に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録**◆平24厚令15第54条第２項****条例第55条第２項　　規則第10条****◎解釈通知第三の３(43)①②** | 左記一から六までの書類 | □適□否 |
| 46 電磁的記録等 | (1) 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（3の(1)の受給者証記載事項又は７の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。**◆平24厚令15第83条第１項****条例第85条第１項****◎解釈通知第九の２(1)①～④** | 電磁的記録簿冊 | □適□否□該当なし |
|  | (2) 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。**◆平24厚令15第83条第２項****条例第85条第２項****◎解釈通知第九の２(2)①～④** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| 第５　共生型障害児通所支援に関する基準 | **◆法第21条の5の17****◎解釈通知第三の４** |  |  |
| １　共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準 | 児童発達支援に係る共生型通所支援（共生型児童発達支援）の事業を行う指定生活介護事業者が、当該事業に関して次の基準を満たしているか。一　指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。**◆平24厚令15第54条の２第１号****条例第56条の２****◎解釈通知第三の４(1)①** | 勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | □適□否□該当なし |
|  | 二　共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。**◆平24厚令15第54条の２第２号****条例第56条の２****◎解釈通知第三の４(1)②** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| ２　共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準 | 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者（指定通所介護事業者等）が、当該事業に関して次の基準を満たしているか。一　指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所（指定通所介護事業所等）の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護（指定通所介護等）の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が３平方メートル以上であること。**◆平24厚令15第54の３第１号****平11厚令37　　平18厚令34****条例第56条の3第1号　規則第11条の3第1項****◎解釈通知第三の４(2)①** | 平面図【目視】利用者数が分かる書類 | □適□否□該当なし |
|  | 二　指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。**◆平24厚令15第54の３第２号****条例第56条の３第２号****規則第11条の３第２項****◎解釈通知第三の４(2)②** | 勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | □適□否□該当なし |
|  | 三　共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。**◆平24厚令15第54の３第３号****条例第56条の３第３号****◎解釈通知第三の４(2)③** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| ３　共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準 | 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定小規模多機能型居宅介護事業者等）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が、当該事業に関して次の基準を満たしているか。**◆平24厚令15第54条の４　平18厚令34****平18厚令36　　平18厚令171****平24厚令15第72条の２****条例第56条の４****◎解釈通知第三の４(3)** |  |  |
|  | 一　指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所等）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（共生型通いサービス）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあっては、18人）以下とすること。**◆平24厚令15第54条の４第１号****条例第56条の４第１号****◎解釈通知第三の４(3)①** | 運営規程利用者数が分かる書類（利用者名簿等） | □適□否□該当なし |
|  | 二　指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定小規模多機能型居宅介護等）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の１日当たりの上限をいう。）を登録定員の２分の１から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、12人）までの範囲とすること。

|  |  |
| --- | --- |
| 登録定員 | 利用定員 |
| 26人又は27人 | 16人 |
| 28人 | 17人 |
| 29人 | 18人 |

**◆平24厚令15第54条の４第２号****条例第56条の４第２号****◎解釈通知第三の４(3)②** | 運営規程利用者数が分かる書類（利用者名簿等） | □適□否□該当なし |
|  | 三　指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。**◆平24厚令15第54条の４第３号****条例第56条の４第３号****規則第11条の４第１項****◎解釈通知第三の４(3)③** | 平面図【目視】 | □適□否□該当なし |
|  | 四　指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。**◆平24厚令15第54条の４第４号****条例第56条の４第４号****規則第11条の４第２項****◎解釈通知第三の４(3)④** | 勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | □適□否□該当なし |
|  | 五　共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。**◆平24厚令15第54条の４第５号****条例第56条の４第５号****◎解釈通知第三の４(3)⑤** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| ４　準用 | （平成24年厚生労働省令第15号第4条、第7条、第8条及び第4節（第11条を除く。）の規定を準用）**平24厚令15第54条の５****◎解釈通知第三の４(5)**　第三の１(3)、３の(2)から(43)を参照のこと | 同準用項目と同一文書 |  |
| ５　電磁的記録等 | (1) 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。**◆平24厚令15第83条第１項****条例第85条第１項****◎解釈通知第九の２(1)①～④** | 電磁的記録簿冊 | □適□否□該当なし |
|  | (2) 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、 当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができているか。**◆平24厚令15第83条第２項****条例第85条第２項****◎解釈通知第九の２(2)①～④** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| 第６　基準該当通所支援に関する基準 | **◆法第21条の５の４第１項第２号****◎解釈通知第三の５** |  |  |
| 第７　多機能型事業所に関する特例 | **◆法第21条の５の19****◎解釈通知第八** |  |  |
| １　従業者の員数に関する特例 | (1) 指定児童発達支援事業者が当該事業を行う多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。以下(8)まで同じ。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下(2)まで同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。一　児童指導員又は保育士　指定通所支援の単位（指定通所支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定通所支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上イ　障害児の数が10までのもの　　２以上ロ　障害児の数が10を超えるもの　２に、障害児の数が10を超えて５又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上二　児童発達支援管理責任者　１以上**◆平24厚令15第80条第１項（第5条第1項適用）****条例第82条（第６条第１項適用）****規則第21条（第２条第１項適用）****◎解釈通知第八の１(1)**　多機能型事業所に配置される従業者については、当該多機能型事業所(指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所に限る)の職務に専従するものとし、各指定障害児通所支援事業所に配置とされる従業者間での兼務が可能 | 勤務実績表出勤簿（タイムカード）従業員の資格証勤務体制一覧表利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）以下(10)まで同じ | □適□否定員　　　　名児童指導員　　名(うち常勤　　名)保育士　　　　名(うち常勤　　名)児童発達支援管理責任者　　　　名(うち専任・常勤　　名)障害福祉サービス経験者　　　　名 |
|  | (2) (1)の各号に掲げる従業者のほか、多機能型事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かれているか。（この場合において、指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。）ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。一　医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合二　指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合三　当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第１項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合**◆平24厚令15第80条第１項（第5条第2項適用）****条例第82条（第６条第２項適用）** | (1)に同じ | □適□否機能訓練担当職員　　　　　　　名看護職員　　　名□該当なし |
|  | (3) (2)の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（以下「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。**◆平24厚令15第80条第１項（第5条第3項適用）****規則第21条（第２条第２項適用）** | (1)に同じ | □該当あり⇒機能訓練担当職員又は看護職員の数を、児童指導員又は保育士に□　含む□　含まない□該当なし |
|  | (4) 指定児童発達支援事業者が多機能型事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下（８）まで同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。（ただし、40人以下の障害児を通わせる多機能型事業所にあっては第三号の栄養士を、調理業務の全部を委託する多機能型事業所にあっては第四号の調理員を置かないことができる。）一　嘱託医 １以上二　児童指導員及び保育士イ　児童指導員及び保育士の総数指定通所支援の単位（指定通所支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの） ごとに、通じておおむね障害児の数を ４で除して得た数以上ロ　児童指導員 １以上ハ　保育士 １以上三　栄養士 １以上四　調理員 １以上五　児童発達支援管理責任者 １以上**◆平24厚令15第80条第１項（第6条第1項適用）****条例第82条（第７条第１項適用）****規則第21条（第３条第１項適用）** | (1)に同じ | □適□否⇒嘱託医　　　名　児童指導員　名保育士　　　名栄養士　　　名　調理員　　　名　児童発達支援管理責任者　　名□該当なし |
|  | (5) (4)各号に掲げる従業者のほか、多機能型事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員が、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的なケアを行う場合には看護職員が、それぞれ置かれているか。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。一　医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合二　当該指定児童発達支援事業所（社会福祉法及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所に限る。）において、 医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合三　当該指定児童発達支援事業所（社会福祉法及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的なケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合**◆平24厚令15第80条第１項（第6条第2項適用）****条例82条（第７条第２項適用）** | (1)に同じ | □適□否機能訓練担当職員　　　　　　　名看護職員　　　名□該当なし |
|  | (6) (5)の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の総数に含めているか。**◆平24厚令15第80条第１項（第6条第3項適用）** | (1)に同じ | □該当あり⇒機能訓練担当職員又は看護職員の数を、児童指導員又は保育士に□　含む□　含まない□該当なし |
|  | (7) (5)及び(6)の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる多機能型事業所には、(4)各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者（(5)ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三号に掲げる看護職員を除く。）が置かれているか。（この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。）一　言語聴覚士 指定通所支援の単位（指定通所支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるもの）ごとに４以上二　機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）　機能訓練を行うために必要な数**◆平24厚令15第80条第１項（第6条第4項適用）****条例第82条（第７条第３項適用）****規則第21条（第３条第３項）** | (1)に同じ | □適□否⇒言語聴覚士　名　機能訓練担当職員　　　　　名　看護職員　　名□該当なし |
|  | (8) (5)及び(6)の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所には、(4)各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者が置かれているか。（この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。）一　看護職員 １以上二　機能訓練担当職員 １以上**◆平24厚令15第80条第１項（第6条第5項適用）****条例第82条（第７条第４項適用）****規則第21条（第３条第４項）** | (1)に同じ | □適□否⇒看護職員　　名　機能訓練担当職員　　　　　名□該当なし |
|  | (9) (4)から(8)まで（(4)第一号を除く。）に規定する従業者は、専ら当該多機能型事業所の職務に従事する者又は指定通所支援の単位ごとに専ら当該指定通所支援の提供に当たる者となっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、(4)第三号の栄養士及び同第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。）**◆平24厚令15第80条第１項（第6条第8項適用）****規則第21条（第３条第７項）** | (1)に同じ | □適□否□該当なし |
|  | (10) 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第２の１の(5)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、１人以上は、常勤でなければならないとすることができる。**◆平24厚令15第80条第２項****条例　　規則第21条第２項****◎解釈通知第八の１(2)**　 | (1)に同じ | □適□否□該当なし |
| ２　設備に関する特例 | 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。**◆平24厚令15第81条****条例第83条****◎解釈通知第八の２**　多機能型事業所の設備については、当該指定通所支援ごとに必要とされる相談室、洗面所、便所及び多目的室等を兼用することができる。しかし、多機能型事業所全体の利用定員と比して明らかに利便性を損なう面積規模である場合など、サービス提供に支障があると認められる場合については、この限りでない。 | 平面図設備・備品等一覧表【目視】 | □適□否□該当なし |
| ３　利用定員に関する特例 | (1) 多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第４の１の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。**◆平24厚令15第82条第１項****条例第84条第１項****◎解釈通知第八の３(1)** | 運営規程利用者数が分かる書類（利用者名簿等）以下(5)まで同じ | 利用定員合計　　　　　　　名サービス種別( 　　 )( 　　 ) ( 　　 ) |
|  | (2) 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第４の１の規定にかかわらず、指定児童発達支援の利用定員を５人以上（指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて５人以上）とすることができる。**◆平24厚令15第82条第２項****条例第84条第２項****◎解釈通知第八の３(2)**  | (1)に同じ | 利用定員合計　　　　　　　名サービス種別ごとの利用定員サービス種別( 　　 ) 　　　　　　　名( 　　 ) 　　　　　　　名( 　　 )　　　　　　　名 |
|  | (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第４の１の規定にかかわらず、その利用定員を５人以上とすることができる。**◆平24厚令15第82条第３項****条例第84条第３項** | (1)に同じ | 利用定員　　　名 |
|  | (4) (2)の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第４の１の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて５人以上とすることができる。**◆平24厚令15第82条第４項****条例第84条第４項** | (1)に同じ | 利用定員　　　名 |
|  | (5) 離島その他の地域であって平成24年厚生労働省告示第232号「厚生労働大臣が定める離島その他の地域」のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして都道府県知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（平成24年厚生労働省令第15号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）については、(2)中「20人」とあるのは、「10人」とする。**◆平24厚令15第82条第５項　平24厚告232****条例第84条第５項****◎解釈通知第八の３(3)**　 | (1)に同じ | 利用定員　　　名 |
| ４　電磁的記録等 | (1) 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。**◆平24厚令15第83条第１項****条例第85条第１項****◎解釈通知第九の２(1)①～④**　 | 電磁的記録簿冊 | □適□否□該当なし |
|  | (2) 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができているか。**◆平24厚令15第83条第２項****条例第85条第２項****◎解釈通知第九の２(2)①～④**　 | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| 第８　変更の届出等 | (1) 指定児童発達支援事業者は、当該指定に係る児童発達支援事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該指定児童発達支援の事業を再開したときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。**◆法第21条の５の20第３項****施行規則第18条の35第１項～第３項** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
|  | (2) 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。**◆法第21条の５の20第４項****施行規則第18条の35第４項** | 適宜必要と認める資料 | □適□否□該当なし |
| 第９　障害児通所給付費の算定及び取扱い | **◆法第21条の５の３第２項** |  |  |
| １　基本事項 | (1) 児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障害児通所給付費単位数表」第１（１の注７を除く。）により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める１単位の単価を乗じて得た額に、同表第１（１の注７に限る。）により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額を算定しているか。**◆平24厚告122の一　平24厚告128** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否 |
|  | (2) (1)の規定により、児童発達支援に要する費用を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。**◆平24厚告122の二** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否 |
| ２　児童発達支援給付費（児童発達支援センターで行う場合） | (1) 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合、児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合又は児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の一に適合するものとして都道府県知事（指定都市又は児童相談所設置市にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。）に届け出た指定児童発達支援の単位（平成24年厚生労働省令第15号「児童福祉法に基づく指定通所支援の人員、設備及び運営に関する基準」（指定通所基準）第５条第５項及び第６条第７項に規定）において、指定児童発達支援（指定通所基準第４条に規定）を行った場合に、障害児の障害児種別及び医療的ケア区分並びに利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する児童発達支援センターの場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。**◆平24厚告122別表第１の１の注１****平24厚告269の一****◎留意通知第二の２(1)①**※医療的ケア区分に係る経過措置　令和3年4月1日から令和4年6月30日までの間は、平24厚告122別表(障害児通所給付費等単位表)第１の１のイ中「以上である」とあるのは「以上又はこれに準ずる状態である」とする。 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| （児童発達支援センター以外で行う場合） | (2) 法第６条の２の２第２項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合又は法第６条の２の２第２項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、障害児の障害種別及び医療的ケア区分並びに利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定しているか。**◆平24厚告122別表第１の１の注２****平24厚告269の二****◎留意通知第二の２(1)①(四)(四の二)(五)** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| （共生型の場合） | (2)の２　共生型児童発達支援給付費については、平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二の三に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援を行う事業所（共生型児童発達支援事業所）において、共生型児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか**◆平24厚告122別表第１の１の注２の３****平24厚告269の二の三****◎留意通知第二の２(1)①(五の二)** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| （減算が行われる場合） | (3) 児童発達支援給付費の算定に当たって、 次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 |  |  |
|  | 【定員超過減算】【人員欠如減算】①　障害児の数又は従業員の員数が平成24年厚生労働省告示第271号「厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業員の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の一のイ又はロの表の上欄に定める基準に該当する場合同表下欄に定める割合 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
|  | 【通所支援計画等未作成減算】②　指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援の提供に当たって、児童発達支援計画が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合(一)児童発達支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合　100分の70(二)児童発達支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合　100分の50 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
|  | 【質の評価及び改善内容の未公表減算】③　指定児童発達支援、共生型児童発達支援又は基準該当児童発達支援（指定児童発達支援等）の提供に当たって、指定通所基準第26条第５項（同第54条の５及び第54条の９において準用する場合を含む 。）に規定する基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合 100分の85 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
|  | **◆平24厚告122別表第１の１の注３****平24厚告271の一のイ、ロ****◎留意通知第二の１(5)、第二の２(1)①(七)、****第二の１(6)、第二の１(7)、第二の１(8)****◎京都府知事は、次の減算対象に該当する場合指導を行い、指導に従わない場合は、特別な事情がある場合を除き、指定の取消を検討する。****①定員超過減算：**定員超過を解消するよう指導し、指導に従わず超過が継続する場合**人員欠如減算：**著しい人員欠如が継続する場合は、従業員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導し、指導に従わない場合**②通所支援計画等未作成減算：**当該規定を遵守するよう指導し、指導に従わない場合**③質の評価及び改善内容の未公表減算：**当該規定を遵守するよう指導し、指導に従わない場合 |  |  |
| （開所時間減算） | (4) 営業時間（指定児童発達支援事業所、共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所（指定児童発達支援事業所等）の場合には運営規程に定める営業時間を、みなし基準該当児童発達支援事業所の 場合にはこれに準ずるものをいう。）が、平成24年厚生労働省告示第271号「厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業員の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数の乗じる割合」の一のハの表の上欄に定める基準に該当する場合には、所定単位数に同表下欄に定める割合を乗じて得た額を算定しているか。**◆平24厚告122別表第１の１の注４****平24厚告271の一のハ****◎留意通知第二の２(1)①(六)**営業時間が６時間未満である場合は、減算することになるが、次のとおり取り扱うこと。ア　ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれない。イ　個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、例えば、６時間以上開所しているが、障害児の事情等によりサービス提供時間が６時間未満となった場合は減算の対象とならない。また、５時間開所しているが、利用者の事情等によりサービス提供時間が４時間未満となった場合は、４時間以上６時間未満の場合の額を乗ずること。ウ　算定される単位数は、４時間未満の場合は所定単位数の100分の70とし、４時間以上６時間未満の場合には所定単位数の100分の85とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではない。 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| （身体拘束廃止未実施減算） | (5) 指定児童発達支援又は共生型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第44条第２項又は第３項（同第54条の５において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算しているか。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定通所基準第44条第３項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算していないか。**◆平24厚告122別表第１の１の注５****◎留意通知第二の１(9)**次に掲げる事項のいずれかに該当する事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出後、事実が生じた月から３月後に改善計画に基づく改善状況を同知事に報告し、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、利用者全員について減算する。なお、**京都府知事は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事実が継続する場合には、改善を行うよう指導し、指導に従わない場合は特別な事情がある場合を除き、指定の取消を検討する。**①身体拘束等に係る記録が行われていない場合②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない(年1回以上開催していない)場合※当該委員会については、事業所単位でなく法人単位での設置・開催や虐待防止委員会と一体的に設置・運営してよい。③身体拘束等の適正化のための指針未整備の場合④身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない(年1回以上実施していない)場合※令和５年３月31日までの間は、上記②から④のいずれかに該当する場合であっても減算しない。 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
|  | **複数の減算事由に該当する場合**それぞれの減算割合を乗ずることになるが、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する減算の単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由にのみ着目して減算を行う。**京都府知事は、複数の減算事由に該当する場合には、重点的な指導を行うとともに指導に従わない場合には指定の取消を検討** |  |  |
| （人工内耳装用児 支援加算） | (6) 指定児童発達支援の単位（主として難聴児を通わせる児童発達支援センターに限る。）において、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、指定児童発達支援を行った場合に、人工内耳装用児支援加算として、利用定員に応じ、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。イ 利用定員が20人以下の場合 　 603単位ロ 利用定員が21人以上30人以下の場合　531単位ハ 利用定員が31人以上40人以下の場合　488単位ニ 利用定員が41人以上の場合　 445単位**◆平24厚告122別表第１の１の注７****◎留意通知第二の２(1)③** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| （児童指導員等加 配加算） | (7) 常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（(8)の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」の一に適合する専門職員（理学療法士等）、児童指導員、手話通訳士、手話通訳者若しくは平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」の一の２に適合する者（児童指導員等）又はその他の従業者を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）① 理学療法士等を配置する場合② 児童指導員等を配置する場合③ その他の従業者を配置する場合ロ 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合① 理学療法士等を配置する場合② 児童指導員等を配置する場合③ その他の従業者を配置する場合ハ 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合① 理学療法士等を配置する場合② 児童指導員等を配置する場合③ その他の従業者を配置する場合二 法第６条の２の２第２項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ホに該当する場合を除く。）① 理学療法士等を配置する場合② 児童指導員等を配置する場合③ その他の従業者を配置する場合ホ 主として重症心身障害児を通わせる法第６条の２の２第２項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合① 理学療法士等を配置する場合② 児童指導員等を配置する場合③ その他の従業者を配置する場合**◆平24厚告122別表第１の１の注８****平24厚告270の一****◎留意通知第二の２(1)④**※理学療法士等・・・「理学療法士」、「作業療法士」、「言語聴覚士」、「保育士」、「学校教育法の規定による大学・大学院において心理学を専修する学科・研究科等を卒業・修了した者で、個人・集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者」、「国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者」※児童指導員等・・・「児童指導員」、「手話通訳士(平成元年厚生省告示第122号で認定された手話通訳士)」、「手話通訳者」、「強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の課程を修了し、当該研修の修了証明書の交付を受けた者」※福祉サービス経験者に係る経過措置　令和3年厚告87の施行の際(令和3年4月1日)に現に指定を受けている指定児童発達支援事業者対する平24厚告122別表第１の１の注８の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同表第１の１の注８中「届け出た指定児童発達支援事業所」とあるのは「届け出た指定児童発達支援事業所(児童指導員等又は保育士を２以上配置している場合に限る)」とする。 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| (専門的支援加算) | (8) 理学療法士等（保育士にあっては、保育士として5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。以下同じ。）又は児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。以下同じ。）による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業員の員数（(7)の加算を算定している場合は、(7)の加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等又は児童指導員1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用者定員に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、第９の２の(3)の②を算定している場合は加算していないか。**◆平24厚告122別表第１の１の注９**イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）一 理学療法士等を配置する場合① 利用定員が30人以下の場合　62 単位② 利用定員が31人以上40人以下の場合　53単位③ 利用定員が41人以上50人以下の場合　42単位④ 利用定員が51人以上60人以下の場合　34単位⑤ 利用定員が61人以上70人以下の場合　29単位⑥ 利用定員が71人以上80人以下の場合　25単位⑦ 利用定員が81人以上の場合　22 単位二 児童指導員を配置する場合① 利用定員が30人以下の場合　41 単位② 利用定員が31人以上40人以下の場合　35単位③ 利用定員が41人以上50人以下の場合　27単位④ 利用定員が51人以上60人以下の場合　22単位⑤ 利用定員が61人以上70人以下の場合　19単位⑥ 利用定員が71人以上80人以下の場合　16単位⑦ 利用定員が81人以上の場合　15 単位ロ 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合一 理学療法士等を配置する場合① 利用定員が20人以下の場合 93単位② 利用定員が21人以上30人以下の場合 75単位③ 利用定員が31人以上40人以下の場合 53単位④ 利用定員が41人以上の場合 42単位二 児童指導員を配置する場合① 利用定員が20人以下の場合　62単位② 利用定員が21人以上30人以下の場合　49単位③ 利用定員が31人以上40人以下の場合　35単位④ 利用定員が41人以上の場合　27単位ハ 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合一 理学療法士等を配置する場合① 利用定員が20人以下の場合　93単位② 利用定員が21人以上の場合　75単位二 児童指導員を配置する場合① 利用定員が20人以下の場合　62単位② 利用定員が21人以上の場合　49単位**◆平24厚告269第十七**ニ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ホに該当する場合を除く。）一 理学療法士等を配置する場合① 利用定員が10人以下の場合 187単位② 利用定員が11人以上20人以下の場合　125単位③ 利用定員が21人以上の場合 75単位二 児童指導員を配置する場合① 利用定員が10人以下の場合 123単位② 利用定員が11人以上20人以下の場合 82単位③ 利用定員が21人以上の場合 49 単位**◆平24厚告269第十七の二**ホ 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において指定児童発達支援を行った場合一 理学療法士等を配置する場合① 利用定員が5人の場合 374単位② 利用定員が6人の場合 312単位③ 利用定員が7人の場合 267単位④ 利用定員が8人の場合 234単位⑤ 利用定員が9人の場合 208単位⑥ 利用定員が10人の場合 187単位⑦ 利用定員が11人以上の場合 125単位二 児童指導員を配置する場合① 利用定員が5人の場合 247単位② 利用定員が6人の場合 206単位③ 利用定員が7人の場合 176単位④ 利用定員が8人の場合 154単位⑤ 利用定員が9人の場合 137単位⑥ 利用定員が10人の場合 123単位⑦ 利用定員が11人以上の場合 82単位**◎留意通知第二の２(1)④の２**　指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの多機能型事業所では、指定放課後等デイサービスに従事している時間も常勤換算に含めることができる。　なお、保育士及び児童指導員については、保育士又は児童指導員としての資格の取得から５年以上児童福祉事業に従事した経験が必要となる。　本加算は、通所支援計画を作成していない場合、当該作成していない障害児については算定できない。※障害福祉サービス経験者に係る経過措置　令和3年厚告87の施行の際(令和3年4月1日)に現に指定を受けている指定児童発達支援事業者対する平24厚告122別表第１の１の注８の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同表第１の１の注８中「届け出た指定児童発達支援事業所」とあるのは「届け出た指定児童発達支援事業所(児童指導員等又は保育士を２以上配置している場合に限る)」とする。 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| （看護職員加配加 算） | (9) 平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」第3号に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。イ 看護職員加配加算（Ⅰ）①　主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合②　主として重症心身障害児を通わせる法第６条の２の２第２項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合ロ 看護職員加配加算（Ⅱ）① 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合② 主として重症心身障害児を通わせる法第６条の２の２第２項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合**◆平24厚告122別表第１の１の注10****平24厚告269第３号****◎留意通知第二の２(1)④の３**　看護職員加配加算(Ⅰ)(Ⅱ)は、いずれか１つを算定するものである。 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| （共生型サービス 体制強化加算） | (10) 共生型児童発達支援給付費については、児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を１以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援事業所において、共生型児童発達支援を行った場合に、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定していないか 。イ 児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ１以上配置した場合　181単位ロ 児童発達支援管理責任者を配置した場合　103単位ハ 保育士又は児童指導員を配置した場合　78単位**◆平24厚告122別表第１の１の注11****◎留意通知第二の２(1)④の４** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| ３ 家庭連携加算 | 指定児童発達支援事業所等において、指定通所基準第５条若しくは第６条又は第54条の２第1号、第54条の３第２号若しくは第54条の４第４号又は第54条の６の規定により指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。児童発達支援事業所等従業者）が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、１月につき４回を限度として、その内容の指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表第１の２の注****◎留意通知第二の２(1)⑤**　１回の訪問に要した時間に応じ、算定する。　なお、保育所等の当該障害児が長時間所在する場所において支援を行うことが効果的であると認められる場合は、当該保育所等及び通所給付決定保護者の同意を得た上で、当該保育所等を訪問し、相談援助等の支援を行った場合は、この加算を算定して差し支えない。 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| ３の２ 事業所内 相談支援加算  | **◆平24厚告122別表第１の２の２の注** |  |  |
| （事業所内相談支 援加算（Ⅰ）） | 指定児童発達支援事業所等において、児童発達支援事業所等従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対して当該障害児の療育に係る相談援助を行った場合に、１月につき１回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、同一日に３の家庭連携加算又はロの事業所内相談支援加算（Ⅱ）を算定している場合に算定していないか。**◎留意通知第二の２(1)⑥**　相談援助時間が30分未満の場合又は同一日に相談援助を行い家庭連携加算若しくは事業所内相談支援加算(Ⅱ)を算定している場合は、加算不可　相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行う。　相談援助の内容により通所給付決定保護者のみに相談援助を行った場合であっても算定できる。なお、児童発達支援を行った日と異なる日に相談援助を実施した場合も算定できるが、当該障害児に児童発達支援を提供していない月においては算定できない。 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| （事業所内相談支 援加算（Ⅱ）） | 指定児童発達支援事業所等において、児童発達支援事業所等従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する当該障害児の療育に係る相談援助を当該障害児以外の障害児及びその家族等と合わせて行った場合に、１月につき１回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、同一日に３の家庭連携加算を算定している場合に算定していないか 。**◎留意通知第二の２(1)⑥の２**　相談援助時間が30分未満の場合又は同一日に相談援助を行い家庭連携加算又は事業所内相談支援加算(Ⅰ)を算定している場合は加算不可　相談瑛助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行う。　相談援助の内容により通所給付決定保護者のみに相談援助を行った場合であっても算定できる。なお、児童発達支援を行った日と異なる日に相談援助を実施した場合も算定できるが、当該障害児に児童発達支援を提供していない月においては算定できない。 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| ４ 食事提供加算（食事提供加算(Ⅰ)） | (1) 児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令第24条第２号、第３号ロ又は第４号に掲げる通所給付決定保護者（中間所得者）の通所給付決定に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、１日につき所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表第１の３の注１****◎留意通知第二の２(1)⑦**児童発達支援センター内の調理室を使用して、原則として当該施設が自ら調理し提供されたものについて算定するものであるが、食事の提供に関する業務を第三者に委託することは可能。ただし、施設内の調理室で調理させる場合に限るものであり、施設外で調理し搬入する方法又は出前や市販の弁当を購入して提供する方法は不可 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| （食事提供加算(Ⅱ)） | (2) 児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令第24条第５号に掲げる通所給付決定保護者（低所得者等）の通所給付決定に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める期日までの間 、１日につき所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表第１の３の注２****◎留意通知第二の２(1)⑦** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| ５ 利用者負担上 限額管理加算 | 指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表第１の４の注****◎留意通知第二の２(1)⑧**　「通所使用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、通所利用者負担額合計額の管理を行う指定障害児通所支援事業所等以外の障害児通所支援又は障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該通所給付決定保護者(18歳以上の利用者の場合は本人)の負担額合計額の管理を行った場合をいう。なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| ６ 福祉専門職員 配置等加算（福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)） | (1) 指定通所基準第５条若しくは第６条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は平成24年厚生労働省告示第15号第54条の２第１号、第54条の３第２号若しくは第54条の４第４号の規定により置くべき従業者（共生型児童発達支援支援事業所従業者）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た 指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表第１の５の注１****◎留意通知第二の２(1)⑨**　「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。((2)及び(3)において同じ)※障害福祉サービス経験者に係る経過措置令和3年厚告87の施行の際(令和3年4月1日)に現に指定を受けている指定児童発達支援事業者に対する平24厚告122別表第１の５の注１の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同表第１の５の注１中「児童指導員」とあるのは「児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第２項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、２年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したものをいう以下同じ。)」とする。 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| （福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)） | (2)指定通所基準第５条若しくは第６条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合に算定していないか。**◆平24厚告122別表第１の５の注２****◎留意通知第二の２(1)⑨**※障害福祉サービス経験者に係る経過措置令和3年厚告87の施行の際(令和3年4月1日)に現に指定を受けている指定児童発達支援事業者に対する平24厚告122別表第１の５の注２の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同表第１の５の注２中「児童指導員」とあるのは「児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者」とする。 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| （福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)） | (3) 次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において(1)の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は(2)の福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定している場合に算定していないか。① 指定通所基準第５条若しくは第６条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士（児童指導員等）として配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。② 児童指導員等として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、３年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。**◆平24厚告122別表第１の５の注３****◎留意通知第二の２(1)⑨**　「３年以上従事」とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数とする。　勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え同一法人の経営する他の障害児通所支援事業、障害児入所施設、障害福祉サービス事業及び精神障害者施設、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができる。　また、非常勤で勤務していた期間も含める。※障害福祉サービス経験者に係る経過措置令和3年厚告87の施行の際(令和3年4月1日)に現に指定を受けている指定児童発達支援事業者に対する平24厚告122別表第１の５の注３の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同表第１の５の注３中「若しくは保育士」とあるのは「、保育士若しくは障害福祉サービス経験者」とする。 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| ７ 栄養士配置加 算（栄養士配置加算(Ⅰ)） | (1) 次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。① 常勤の管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していること。② 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握 、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。**◆平24厚告122別表第１の６の注１****◎留意通知第二の２(1)⑩**　調理業務の委託先にのみ管理栄養士等が配置されている場合は、加算不可 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| （栄養士配置加算(Ⅱ)） | (2) 次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、栄養士配置加算(Ⅰ)を算定している場合に算定していないか。① 管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していること。② 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。**◆平24厚告122別表第１の６の注２****◎留意通知第二の２(1)⑩**調理業務の委託先にのみ管理栄養士等が配置されている場合は、加算不可 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| ８ 欠席時対応加 算 | 指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障害児が、あらかじめ当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、１月につき４回を限度として、所定単位数を算定しているか。ただし、児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合又は法第６条の２の２第２項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合の指定児童発達支援事業所において１月につき当該指定児童発達支援等を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が 100分の80に満たない場合は、１月につき８回を限度として、所定単位数を算定しているか。**◆平24厚告122別表第１の７の注****◎留意通知第二の２(1)⑪**　(一)急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合、算定可能　(二)「障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続き当該指定児童発達支援等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。　(三)重症心身障害児に対し児童発達支援を行う場合の給付費を算定している事業所において、１月につき指定児童発達支援等を利用した障害児の延べ人数が利用定員に営業日数を乗じた数の80%未満の場合、重症心身障害児に限り８回を限度として算定可能 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| ９ 特別支援加算 | 平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の四に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」の一の三に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、当該指定児童発達支援又は当該共生型児童発達支援を受けた障害児１人に対し、１日につき所定単位を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１の注８のイの(1)、ロの(1)、ハの(1)、ニの(1)若しくはホの(1)若しくは注9のイの(1)、ロの(1)、ハの(1)、ニの(1)若しくはホの(1)を算定している場合又は注11のイ若しくはロを算定していない場合は加算していないか。**◆平24厚告122別表第１の８の注****平24厚告269の四****厚**生労働大臣が定める施設基準次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。イ　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、看護職員又は国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科履修者若しくはこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成研修修了者を配置していること。ロ　心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。ハ　心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。**平24厚告270の一の三**厚生労働大臣が定める児童等次のイからニまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。イ　特別支援加算の対象となる障害児(加算対象児)に係る児童発達支援計画を踏まえ、加算対象児の自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画(特別支援計画)を作成し、当該特別支援計画に基づき適切に訓練又は心理指導を行うこと。ロ　特別支援計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて当該特別支援計画の見直しを行うこと。ハ　特別支援計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者及び加算対象児に対し、当該特別支援計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。ニ　加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。**◎留意通知第二の２(1)⑫**(一)厚生労働大臣が定める施設基準(平24厚告269)の四のイに定める者を配置して、計画的に行った機能訓練又は心理指導(特別支援)について算定すること。(二)特別支援を行うに当たっては、児童発達支援計画を踏まえ、障害児ごとに作成した特別支援計画に基づくこと。(三)次に該当する場合は、当該加算の算定不可ア　児童発達支援センターにおいて、難聴児に対し、言語聴覚士による訓練を行う場合イ　重症心身障害児に対し、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び看護職員による訓練を行う場合ウ　児童指導員等加配加算により理学療法士等(保育士除く)を配置している場合エ　専門的支援加算により理学療法士等(５年以上児童福祉事業に従事した保育士を除く)を配置している場合 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| ９の2 強度行動障 害児支援加算 | 平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」の一の四に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、平成24年厚生労働省告示第270号の一の五に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行うものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援又は当該共生型児童発達支援を行った場合に、１日につき所定単位を加算しているか。ただし、児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合又は法第６条の２の２第２項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合は加算していないか。**◆平24厚告122別表第１の８の２の注****平24厚告270第１号の４・５** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| 10 個別サポート 加算 |  |  |  |
| （個別サポート加 算（Ⅰ）） | (1) 厚生労働大臣が定める基準に適合する心身の状態のある児童に対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、児童発達支援給付費の1のハ又はホを算定している場合は、加算していないか。**◆平24厚告122別表第１の９の注１****平24厚告270第１号の６****◎留意通知第二の２(1)⑫の２** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| （個別サポート加算 （Ⅱ）） | (2) 要保護児童（法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）であって、その保護者の同意を得て、児童相談所その他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援等を行う必要があるものに対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表第１の９の注２****◎留意通知第二の２(1)⑫の３** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| 11 医療連携体制 加算 | **◎留意通知第二の２(1)⑬**医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ当該看護職員が障害児に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うもの |  |  |
| （医療連携体制加算(Ⅰ)） | (1) 医療連携体制加算(Ⅰ)については、医療機関等との連携により、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１の10の１のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、 (二)若しくは(三)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のホを算定している障害児については、算定していないか。**◆平24厚告122別表第１の10の注１****◎留意通知第二の２(1)⑬** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| （医療連携体制加算(Ⅱ） | (2) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が１時間以上２時間未満の障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１回の訪問につき８人の障害児を限度として、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１の10の１のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のホを算定している障害児については、算定していないか。**◆平24厚告122別表第１の10の注２****◎留意通知第二の２(1)⑬** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| （医療連携体制加算(Ⅲ)） | (3) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して２時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１回の訪問につき８人の障害児を限 度として、１日につき所定単位を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１の10の１のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のホを算定している場合に障害児については、算定していないか。**◆平24厚告122別表第１の10の注３****◎留意通知第二の２(1)⑬** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| (医療連携体制加算(Ⅳ)) | (4) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して４時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１回の訪問につき８人の障害児を限度として、当該看護を受けた障害児の数に応じ、１日につき所定単位を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第 １の１の10のイからハまでのいずれか又は１のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のホを算定している場合に障害児については、算定していないか。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児が３人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあっては、平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１の10の１のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)を算定することを原則としているか。**◆平24厚告122別表第１の10の注４****◎留意通知第二の２(1)⑬** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| （医療連携体制加算(Ⅴ)） | (5) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して４時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１回の訪問につき８人の障害児を限度として、当該看護を受けた障害児の数に応じ、１日につき所定単位を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１の10のイからハまでのいずれか又は１のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの(2)の(一) 、(二)若しくは(三)又は1のホを算定している場合に障害児については、算定していないか。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児が３人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあっては、平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１の10の１のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のニの(1)の(一) 、(二)若しくは(三)又は1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)を算定することを原則としているか。**◆平24厚告122別表第１の10の注５****◎留意通知第二の２(1)⑬** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| （医療連携体制加算(Ⅵ)） | (6) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法附則第３条第１項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。）に喀痰吸引等（社会福祉士及び介護福祉士法第２条第２項に規定する喀痰吸引等を言う。以下同じ。）に係る指導を行った場合に、当該看護職員１人に対し、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１の10の１のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のホを算定している場合に算定していないか。**◆平24厚告122別表第１の10の注６****◎留意通知第二の２(1)⑬** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| （医療連携体制加算(Ⅶ)） | (7) 喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児１人に対し、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の1の10のイからハまでのいずれか又は1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のホを算定している障害児については、算定していないか。**◆平24厚告122別表第１の10の注７****◎留意通知第二の２(1)⑬** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| 12 送迎加算 | **◎留意通知第二の２(1)⑭**障害児の居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に算定するものであるが、利用者の利便性を考慮し、適切な方法で事業所の最寄駅や集合場所まで行ったものについても算定して差し支えない。ただし、事前に通所給付決定保護者の同意の上、特定の場所を定めておく必要がある。 |  |  |
|  | (1) 障害児（重症心身障害児を除く。）に対して行う場合については、障害児（重症心身障害児を除く。）に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。ただし、児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合、又は児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合に算定していないか。**◆平24厚告122別表第１の11の注１****◎留意通知第二の２(1)⑭(一)** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
|  | (1の2) 平成24年厚生労働省告示第122号別表第１の１の10のイ及び10の１のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)を算定している指定児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援事業所の看護職員を伴い、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき37単位を所定単位数に加算しているか。**◆平24厚告122別表第１の11の注１の２****◎留意通知第二の２(1)⑭(二)** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
|  | (2) 重症心身障害児に対して行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の四の二に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児に対して、その居宅等と指定児 童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表第１の11の注２****平24厚告269の四の二****◎留意通知第二の２(1)⑭(三)** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
|  | (3) 障害児（重症心身障害児を除く。）に対して行う場合及び重症心身障害児に対して行う場合については、指定児童発達支援事業所等において行われる指定児童発達支援等の提供に当たって、指定児童発達支援事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。**◆平24厚告122別表第１の11の注３****◎留意通知第二の２(1)⑭(五)** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| 13 延長支援加算 | 平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の五に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援等を行った場合に、当該指定児童発達支援等を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表第１の12の注****平24厚告269の五****◎留意通知第二の２(1)⑮**　運営規程に定める営業時間が８時間以上であり、営業時間の前後の時間に指定児童発達支援等を行った場合に、障害児の障害種別及び１日の延長支援に要した時間に応じ算定するものであるが、次のとおり取り扱うこと。　ア　この「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれない。　イ　個々の障害児の実利用時間は問わない。例えば、サービス提供時間は８時間未満であっても、営業時間を超えて支援を提供した場合には、本加算の対象となる。　ウ　延長時間帯に、指定通所基準の規定により置くべき職員(直接支援業務に従事する者に限る)が１名以上配置していること。　エ　保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長した支援が必要やむを得ない理由があり、かつ、原則として当該理由が障害児支援利用計画に記載されていること。 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| 13－2 関係機関連携加算（関係機関連携加算（Ⅰ）） | (1) 障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所 その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、１月に１回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、共生型児童発達支援事業所については、第９の２の(11)のイ又はロを算定していない場合に、算定していないか。**◆平24厚告122別表第１の12の２の注１****◎留意通知第二の２(1)⑮の２(一)** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| （関係機関連携加算（Ⅱ）） | (2) 障害児が就学予定の小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等（小学校等）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、１回を限度として、所定単位数を加算しているか。**◆平24厚告122別表第１の12の２の注２****◎留意通知第二の２(1)⑮の２(二)** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| 13－3 保育・教育 等移行支援加算 | 障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所を退所して保育所等に通うこととなった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、１回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所等をする場合は、加算していないか。**◆平24厚告122別表第１の12の３の注****◎留意通知第二の２(1)⑮の３**(一)本加算は、訪問日に算定するものである。(二)次のいずれかに該当する場合は算定できない。　ア退所して病院又は診療所へ入院する場合　イ退所して他の社会福祉施設等へ入所する場合　ウ学校教育法第１条に規定する学校(幼稚園を除く)へ入学する場合　エ死亡退所の場合(三)本加算の対象となる移行支援及び相談援助を行った場合は、移行支援及び相談援助を行った日及びその内容の要点に関する記録を行うこと。(四)移行支援の内容は、留意通知を確認のこと | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| 14 福祉・介護職員 処遇改善加算 | 平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」の二に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。15において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　 本点検表P.59の２からP.83の13-３までにより算定した単位数の1000 分の81に相当する単位数ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 本点検表P.59の２から13-３までにより算定した単位数の1000 分の59に相当する単位数ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 本点検表P.59の２から13-３までにより算定した単位数の1000 分の33に相当する単位数**◆平24厚告122別表第１の13の注****平24厚告270の二****◎留意通知第二の２(1)⑯**　福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和４年７月22日付け障障発0722第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参照のこと。 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| 15 福祉・介護職員 等特定処遇改善 加算 | 平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」の三に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定していないか。イ 福祉・介護職員特定処遇改善特別加算(Ⅰ) 本点検表P.59の２から13-３までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数ロ 福祉・介護職員特定処遇改善特別加算(Ⅱ) 本点検表P.59の２から13-３までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数**◆平24厚告122別表第１の14の注****平24厚告270の三****◎留意通知第二の２(1)⑯**　福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和４年７月22日付け障障発0722第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参照のこと。 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |
| 16 福祉・介護職員 等ベースアップ等支援加算 | 平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」の三の２に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合は、本点検表P.59の2から13-3までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。**◆平24厚告122別表第１の15の注****平24厚告270の三の２****◎留意通知第二の２(1)⑯**　福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和４年７月22日付け障障発0722第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参照のこと。 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適□否□該当なし |